



診療録を早期に監査することにより、記載不足等にいち早く気づき適正な記載を促すことができます。また、当院では退院サマリは退院後14日以内作成を定めており、不備の指摘や作成の促進など、次回診療までの情報共有がスムーズに行えるようフォローする体制を整えています。